

一般議案に対する 議案審議

令和元年第4回定例会は、12月10日から13日までの会期で開催され、多岐にわたり審議が行われました。その中から、主な質疑を掲載します。

区長が特別職を外れることについて

議案第99号 地方公務員及び地方自治法の一部に関連した条例について

問 今回の条例改正で、特別職の厳格化が行われた。特に注目するのは区長さんの位置づけである。今までは、市では特別職員という位置づけで準公務員だったが、今回の改正で、特別職員を外れる。今後の選挙でもめることになるので、市の見解を伺う。

答 国のマニュアルどおり、条例で位置づけていた特別職から外れ、私人としての扱いになりますので、選挙運動は可能になるものと認識しています。
一方、選挙管理委員会書記長の立場から説明しますと、選挙に係る投票管理者、投票立会人などの職については、すべて特別職です。投票管理者等の役員を選任しているため、選任された方は公務員に該当し、地位

利用に対し制限されます。

旧県西総合病院解体工事の落札について

問 ①落札業者は旧真壁小学校の解体工事で、追加工事の際、議事に諮ることなく行っていて問題になったが、この点についての対策はどう考えているのか。
②入札の基本について伺う。

答 ①契約変更が必要な場合、適宜文教厚生委員会に説明します。

②入札方法は、「一般競争入札」「条件付き一般競争入札」「指名競争入札」の3方式があります。

この一般競争入札に、入札参加資格に経営事項審査の結果の総合数値や工事件数等の条件を付したものが、「条件付き一般競争入札」です。このほか登録事業者から工事実績や技術面を考慮して、市が指名して事業者に参加してもらう「指名競争入札」があります。
今回の入札は、施工面で

桜川市議会基本条例賛成多数で可決

この条例は、平成31年1月から7回、議会改革特別委員会が検討を重ね、議員提案という形で大山委員長から提案され、質問・討論を経て賛成多数で可決されました。
問 基本条例を制定している自治体は、県内ではいくつあるのか。
答 18市6町村です。

討論

反対討論 議員が節度を持って云々というところがありますが、何か節度を持って執行部に当たるといふ言い方は、必要でないと考えます。今の議会の実情からいえば後退とも言えます。

賛成討論 人間節度を持つことは大事です。仲が悪い人でも節度を持って議員活動することは当然です。

桜川市議会基本条例前文

桜川市議会は、直接選挙で選ばれる桜川市議会議員によって構成される、最も重要な議決機関であり、同じく直接選挙で選ばれる市長、及び執行機関とともに二元代表制の一翼を担う。その使命は、市民の意見を市政に反映させ、市民生活上及び教育、福祉の増進に資する、高度な自治の実現を図ることを本旨とする。

議会は、市長、以下執行機関と緊張ある関係を保ち、調査、監視、評価を行うのみならず、助言、提言を行うことで政策形成に加わる。したがって、めまぐるしく変化する社会情勢の中、議員個人は、十分な議論、高度な判断に資する能力を高めるため、市民や地域、社会全般の見聞を広め、伝統、慣習に学び、常に努力、研鑽を積むことが求められる。また、開かれた議会を実現することで、市民に最も身近な存在でなければならない。

以下、議会及び議員は、議事機関としての権限と能力を十分に発揮し、市民の負託と信頼に応えるため議会基本条例を制定する。

審議された議案と結果 第4回定例会 (12月10日～12月13日)

令和元年度補正予算	
一般会計 (第6号)	可決
国民健康保険特別会計 (第1号)	可決
農業集落排水事業特別会計 (第2号)	可決
専決処分	
一般会計補正予算 (第5号)	承認
災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正	承認
条例の制定	
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	可決
下水道事業の設置等に関する条例	可決
条例の改正	
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	可決
職員の給与に関する条例及び職員の旅費に関する条例の一部改正	可決
その他	
令和1・2年度継続事業 旧県西総合病院解体工事請負契約	可決
市道路線の廃止	可決
市道路線の認定	可決
議員提出議案	
議会基本条例	可決